

令和8年8月

熊本県議会定例会議案

(予算関係追号2)

熊 本 県

議 案 目 録

第 60 号	令和 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 6 号）	（ 1 ）
第 61 号	令和 8 年度熊本県下水道事業会計補正予算（第 1 号）	（ 10 ）
第 62 号	令和 8 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	（ 11 ）
第 63 号	令和 8 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）	（ 12 ）

第 60 号

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,586,393千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,096,515,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年8月31日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び金 負 担 金		千円 5,793,111	千円 754,550	千円 6,547,661
	1 負 担 金	5,299,525	754,550	6,054,075
2 国庫支出金		173,520,000	68,540,212	242,060,212
	1 国庫負担金	69,346,174	29,395,726	98,741,900
	2 国庫補助金	102,467,470	39,144,486	141,611,956
3 財産収入		2,981,960	3,746	2,985,706
	1 財 産 運 用 入 収	1,451,996	3,746	1,455,742
4 繰 入 金		68,996,081	3,428,885	72,424,966
	1 基金繰入金	68,769,765	3,428,885	72,198,650
5 県 債		96,866,000	26,859,000	123,725,000
	1 県 債	96,866,000	26,859,000	123,725,000
歳 入 合 計		996,929,129	99,586,393	1,096,515,522

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 65,628,137	千円 180,471	千円 65,808,608
	1 総 務 管 理 費	35,085,727	119,950	35,205,677
	2 市 町 村 費	3,192,854	26,280	3,219,134
	3 防 災 費	4,284,576	34,241	4,318,817
2 民 生 費		132,655,556	4,050,001	136,705,557
	1 社 会 福 祉 費	59,639,305	646,438	60,285,743
	2 生 活 保 護 費	4,991,404	29,581	5,020,985
	3 災 害 救 助 費	23,615,635	3,373,982	26,989,617
3 衛 生 費		61,778,898	52,159	61,831,057
	1 公 衆 衛 生 費	47,282,476	48,469	47,330,945
	2 医 薬 費	1,413,646	3,690	1,417,336
4 労 働 費		3,457,964	2,319	3,460,283
	1 失 業 対 策 費	212,116	2,319	214,435
5 農 水 産 業 林 費		64,590,814	21,918,841	86,509,655

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	16,509,066	21,398,664	37,907,730
	2 農 地 費	24,119,934	239,425	24,359,359
	3 林 業 費	15,082,546	279,781	15,362,327
	4 水 産 業 費	5,538,626	971	5,539,597
6 商 工 費		75,739,679	11,000	75,750,679
	1 観 光 費	2,011,309	11,000	2,022,309
7 土 木 費		96,280,364	3,067,816	99,348,180
	1 土 木 管 理 費	3,091,480	8,068	3,099,548
	2 道 橋 り ょ う 路 費	46,784,220	740,000	47,524,220
	3 河 川 海 岸 費	28,294,425	1,819,748	30,114,173
	4 都 市 計 画 費	7,562,876	500,000	8,062,876
8 教 育 費		173,266,487	120,914	173,387,401
	1 教 育 総 務 費	42,548,770	108,265	42,657,035
	2 社 会 教 育 費	2,424,965	12,649	2,437,614
9 災 害 復 旧 費		48,309,281	70,182,872	118,492,153

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 総務災害復旧費	328,597	412,667	741,264
	2 民生災害復旧費		11,628,432	11,628,432
	3 衛生災害復旧費		457,245	457,245
	4 労働災害復旧費	240	20,122	20,362
	5 農林水産業災害復旧費	23,603,837	12,214,154	35,817,991
	6 商工災害復旧費	157,546	307,672	465,218
	7 土木災害復旧費	22,933,457	41,320,582	64,254,039
	8 警察災害復旧費	14,112	44,086	58,198
	9 教育災害復旧費	1,271,492	3,777,912	5,049,404
歳 出 合 計		996,929,129	99,586,393	1,096,515,522

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 農業研究センター災害復旧事業 合 志 市	令和 9 年度	千円 7,000
2 文化財資料室災害復旧事業 熊 本 市	令和 9 年度	3,500
3 上益城総合庁舎災害復旧事業 御 船 町	令和 9 年度	5,650
4 保健環境科学研究所災害復旧事業 宇 土 市	令和 9 年度	14,126

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
福 祉 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 2,344,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0%	据置期間を含め
農 業 施 設 事 業 費	1,203,000	共団体金融機構、	以 内	30年以内
福 祉 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	18,000	会社、その他 (借入方法)	(ただし、	半年賦元利均等
環 境 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	316,000	証書借入又は証	利率見直し	償還又は元金均等
公 衆 衛 生 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	96,000	券発行(他の地方	方式で借り	償還、満期一括償
労 働 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	8,000	公共団体との共同	入れる資金	還等
水 産 業 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	発行を含む。)	について、	ただし、県財政
農 林 水 産 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	240,000	(その他)	利率の見直	の都合により、繰
農 業 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	507,000	工事その他の都	しを行った	上償還をなし、又
商 工 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	262,000	合により、一部又	後において	は借換えをするこ
警 察 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	37,000	は全部を翌年度以	直し後の利	とができる。
県 立 大 学 施 設 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	3,000	降に繰り下げて借	率)	
		り入れることがで		
		きる。		
		発行価格が額面		
		金額を下回るとき		
		は、その発行差額		
		をうめるため必要		
		な金額を加算した		
		額を限度額とする		
		ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業費	千円 198,000	政府貸付金の借入れ	無利子	据置期間を含め12年以内 半年賦元金均等償還
計	5,234,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,588,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,624,000			
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	622,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	2,014,000			
漁 港 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	6,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	31,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	434,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	13,999,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	152,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	1,273,000			
単 県 治 山 事 業 費	53,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	67,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	7,525,000	(その他) 工事その他	においては、 当該見直	は借換えをす ることができる。	8,620,000	(補 正 前 に 同 じ)		
単 県 河 川 整 備 事 業 費	7,334,000	の都合により、	し後の利		8,028,000			
単 県 土 地 区 画 整 理 事 業 費	404,000	一部又は全部	率)		674,000			
総 務 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	166,000	を翌年度以降 に繰り下げて			301,000			
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	借り入れるこ とができる。			52,000			
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	50,000	発行価格が 額面金額を下			52,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	4,350,000	回るときは、 その発行差額			7,393,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	192,000	をうめるため 必要な金額を			375,000			
		加算した額を 限度額とする ことができる。						
計	23,878,000				45,503,000			

第 61 号

令和 8 年度熊本県下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	3,439,661 千円	20,000 千円	3,459,661 千円
第 1 項 営業費用	3,340,403 千円	20,000 千円	3,360,403 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「901,287 千円」を「901,954 千円」に、「436,908 千円」を「437,575 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,630,525 千円	79,333 千円	2,709,858 千円
第 1 項 企 業 債	975,580 千円	26,000 千円	1,001,580 千円
第 4 項 補 助 金	1,258,750 千円	53,333 千円	1,312,083 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	3,531,812 千円	80,000 千円	3,611,812 千円
第 1 項 建設改良費	3,051,946 千円	80,000 千円	3,131,946 千円

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的に「八代北部流域下水道災害復旧事業費」を加え、起債の限度額に「26,000 千円」を加える。

令和 8 年 8 月 31 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 62 号

令和8年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中、災害復旧費85,000千円の財源に充てるため、企業債17,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 事業収益	1,189,585千円	68,000千円	1,257,585千円
第3項 特別利益	27,200千円	68,000千円	95,200千円
	支	出	
第1款 事業費	1,318,647千円	85,000千円	1,403,647千円
第4項 特別損失	34,000千円	85,000千円	119,000千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額「6,000千円」を「23,000千円」に改める。

令和8年8月31日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 63 号

令和8年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和8年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「360,866千円」を「361,696千円」に、「248,405千円」を「249,235千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	45,000千円	9,145千円	54,145千円
第1項 企 業 債	45,000千円	2,000千円	47,000千円
第2項 補 助 金	0千円	5,659千円	5,659千円
第3項 諸 収 入	0千円	1,486千円	1,486千円
	支	出	
第1款 資本的支出	405,866千円	9,975千円	415,841千円
第1項 建設改良費	47,634千円	9,975千円	57,609千円

（積立金の目的外使用）

第3条 予算第5条に定めた積立金の目的外使用額「248,405千円」を「249,235千円」に改める。

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「45,000千円」を「47,000千円」に改める。

令和8年8月31日提出

熊本県知事 木 村 敬

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 8 年度